

## 技能検定員審査の申請について

### 1 申請要件

審査に用いられる自動車を運転できる免許証があること。

ただし、技能検定員審査に合格し、技能検定員資格者証の交付申請を行うときには、次の要件が必要となります。

#### ※ 技能検定員資格者証の交付要件

- 25歳以上であること。
- 自動車(原付も含む)の運転に関し、自動車運転過失致死傷罪等を犯し禁錮以上の刑に処せられた人は、その執行を終わった日から3年以上経過していること。
- 過去3年以内に卒業証明書又は終了証明書の発行に関し、不正な行為をしていないこと。
- 偽りその他不正の手段で免許証の交付を受けた罪により罰金以上の刑に処せられた人は、その執行を終わった日から3年以上経過していること。
- 偽りその他不正の手段で技能検定員資格者証を受けたことにより又は技能検定の業務に関し不正な行為をし、その情状が技能検定員として不相当であるとして技能検定員資格者証の返納を命ぜられた人は、その返納の日から3年以上経過していること。

### 2 審査の実施日等

(1) 通常、年に3回実施しています。

(2) 審査の実施日及び申請要領等については、「大阪府広報」に掲載してお知らせします。

### 3 審査方法

審査には、6つの細目があり、1年間に6つの細目の全てが合格基準に達した場合、審査合格となります。(1回の審査で一部の細目のみ合格基準に達した場合、その合格した細目は1年間有効です。)

### 4 審査手数料

審査の免許種類	手数料
大型・中型・準中型	23,400円
普通	19,500円
大型特殊・大型二輪・普通二輪・けん引	14,700円
大型二種・中型二種・普通二種	21,500円

### 5 問合せ先

審査の申請に関する詳しい内容については、大阪府警察本部運転免許課教習所第一係に問い合わせてください。

電話番号	(06) 6908-9121 内線231
問合せ時間	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く、 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間